

登別市景観・みどりづくり賞表彰制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、登別市景観とみどりの条例（平成28年条例第1号。以下「条例」という。）第32条の規定に基づき、景観・みどりづくりに関し、優れた活動を行っている個人若しくは団体又はこれに寄与していると認められる建築物若しくは庭園等の所有者を表彰することにより、市民の景観・みどりづくりに関する意識の高揚及び活動の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(表彰部門)

第3条 表彰の対象となる部門は、次のとおりとする。

(1) 活動部門

(2) 景観部門

(表彰対象)

第4条 活動部門における表彰の対象は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 良好な景観形成又は保全を目的とした自主的な活動を継続的に行っている個人又は団体

(2) 市民の景観形成に関する知識の普及及び意識の高揚に寄与する活動を行っている個人又は団体

2 景観部門における表彰の対象は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 個性豊かで美しい景観の形成に寄与している建築物又は庭園等の所有者

(2) 周囲の自然環境に調和し、それらの美観に寄与している建築物又は庭園等の所有者

(3) その他優れた景観を形成している建築物又は庭園等の所有者

(表彰対象の募集)

第5条 市長は、表彰の対象を自薦又は他薦により募集するものとする。

2 表彰への応募は、景観・みどりづくり賞推薦書（別記様式）の提出により行うものとする。

3 第1項に規定する他薦においては、所有者等の同意を得なければならない。

(表彰の決定)

第6条 表彰の選考は、自薦又は他薦のあったものの中から、登別市景観・みどり審議会の選考を経て、市長が決定する。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、市長が前条の規定により決定した者に対して表彰状を授与するこ

とにより行うものとする。

(表彰の公表)

第8条 市長は、前条の規定により表彰を行ったときは、表彰を受けた者の同意を得て、ホームページ等に掲載するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成30年告示第3号)

この告示は、公布の日から施行する。

別記様式（第5条関係）

景観・みどりづくり賞推薦書

提出者	氏名 (団体名)		年齢	歳
	住所 (所在地)	〒	TEL	
			FAX	

部門	<input type="checkbox"/>	活動部門
	<input type="checkbox"/>	景観部門
氏名(団体名)		
住所(所在地)		
推薦理由		
写真添付欄		
同意欄	本推薦を受けることに同意します。 氏名(団体名) ⑩	

備考

- 1 部門の()の欄についてはいずれかに○をつけてください。
- 2 同意欄については、他薦の場合のみ記載してください。